
参加者からひとこと

練馬まちづくり条例の策定に關与して

藤井 敏信（検討委員会委員長）

委員長として条例づくりの舵取りを任せられたとき、二つのことを考えた。第一に、「住民主体」の可能性である。住民の身近な環境によせる思いを直接まちづくりにつなげるにはどのような仕組みがあればよいか。第二に、区の地域特性を維持・発展させる「計画行政」について、十分な権限を担保するにはどのような方策が盛り込めるか、であった。

周知のように区民の「まちづくり」は福祉、景観、環境保全、開発など多岐にわたる。また、行政への思いも複雑である。期待を抱く反面、その計画・制御については限界を指摘する声もあった。こうした溝を埋めて「参加のまちづくり」を実現するには、相互の協働を構築する時間と空間が必要である。3年間にわたる住民と行政による条例策定の過程はコミュニケーションを通じたパートナーシップ形成のひとつの試みであった。

住民で組織された懇談会と、委員会とのやりとりの中では、特に計画過程における「住民参加」を巡って真剣な議論が重ねられた。むろん法制度の壁は厚く、どのように将来に余地を残すかが最終的な課題となったが、まがりなりに現時点で一応の決着をみることができたのは、参加された方々の力量と熱意によるところが大きい。結果として大部な条例となったが、これを使いこなすことができるかどうかで評価が分かれる。なんとか住民の発意によるまちづくりを実現できればと思っている。

まちと向き合った2年半

川口 菜旺子（区民懇談会会員／商店会）

まちづくり条例区民懇談会には、サンツ中村橋商店街振興組合女性部長として参加致しました。商店街では、平成6年から活性化委員会を立ち上げ、「住んでよかった」と思える街、地域住民が自慢できる街づくりを目指してきました。ですから、当初は、商店街としての目標実現に近づけるのでは、と言う程度の気持ちで懇談会に参加致しました。しかし、様々な立場から参加された多くの区民の方々と接し、気持ちを新たに致しました。懇談会では、熱気に満ちた議論が真剣に交わされました。自分の見識不足を痛感しながら、議論に参加させて頂いた次第です。

制定された条例を通じて、作成のプロセスの情熱を多くの区民に伝えられたら、真の住民参加型のまちづくりが実現できるのではないのでしょうか。自分の街と関わりたいと思える気持ちこそ、安心・安全な豊かな暮らしを創るのだと強く感じました。

このような機会を頂きましたことを、心より感謝申し上げます。

3つの^{こたわ}拘り

佐藤 英雄（検討委員会委員・区民懇談会会員／一般公募）

平成14年春に練馬区に引っ越したばかり。そんな私が『練馬まちづくり条例案』づくりに公募で参加しました。「市民参加」が私のテーマでした。事務局から『懇談会』委員に最初に配布された資料では条例の方向性が明らかでした。私はこれらの白紙撤回を求めました。懇談会委員に支持されて、まささらからのスタートが切れました（と、思いました。）

熱気あふれる懇談会で、そんな雰囲気の中で私は公募として唯一人、条例案を策定する15人の『検討委員会』に加わりました。

次いでこの拘りは「練馬の自然、特に水と緑をどう盛り込む」かと、「簡明な条例」でした。『中間報告』ではまずまずの感じでしたが、『条例素案』となった時に一変、膨大な条例と化しました。しかも、殆ど検討しなかった『前文』付きでした。当時、眼の手術で入院中でしたが、この『前文』だけは見逃せません。前文は条例の精神、理念です。病院から直行して『検討委員会』に参加。結果、思いを込めた『前文』になったと思います。

まちづくり条例での協働と期待

鈴木 啓之（区民懇談会会員／前ブロック懇談会）

まちづくり懇談会で自分のまちの課題を発見し、こうして欲しいという思いを作った。

まちに対しての思いが誰にでもある。私の場合は自転車道の整備だった。図書館、区民センター、公園など行きたいところがたくさんあるのに、とにかく行きにくいし、楽しくない道だ。

でもどうすればそんな皆んなの思いを結集し、動かしていくのか。その思いを実現するための手順、ガイドとして条例はあると思います。皆で活動するうちに、若者から年配まで住民皆んなの小さな気づきを取り上げるための条例でなければいけない。分かりやすい手順でなければならぬと感じました。

議論は、皆の思いを具体化するために分かりやすい、開かれたものにするということでき一致していたと思います。思いの実現へ区も含め検討者全員の大きな力が結集されました。そして条例の完成した今、さあ皆んなで楽しいまちを創り、出掛けましょう。歩いて！自転車！で。

まちづくり条例づくりに参加して

田村 晴久（区民懇談会会員／前ブロック懇談会）

まちづくり条例区民懇談会の活動で、一番活発だったのは2004年2月から6月の中間報告会までだったと思います。

ちょうどわたしが右脚に人工股関節を入れる手術をして退院したのが1月。左脚にも人工股関節を入れる手術をするために入院したのが8月。の期間です。

退院してはじめて出た懇談会がコンサルのかたの説明とそれに対する質問・意見出しに終始していて発

言する人も多くないようでした。また部会としての意見がある程度まとめるためには議論する機会が少ないように思えました。そこで都市計画マスタープラン策定時に行ったように、自主的な懇談会を呼びかけ議論を深め、論点整理を自分達でもしていくようにしました。

参加された部会の人たちは良い条例を作ろうという意識が高かったように思います。行政にただ要望すればいいのではなく、より噛合った議論をしたいと多くのかたが考えていたのではないかと思います。

できた条例には部会の意見として発表した多くのことが反映されたと感じています。(もちろんすべてではないけれど)

問題点としては部会間の意見交流、討論が少なく条例全体を区民が検証する機会があまりなかったこと。庁内検討の過程が長くかつ不透明であったこと。区民の側がこの条例をどう活かすか、活かせるかについて自分「達」としての活動ができなかったことなどがありました。

そして今は、条例を活かしてまちを良くしていく「これから」の立ち位置を模索しているところです。

練馬区まちづくり条例制定に参画して

橋本 佳矩 (検討委員会委員・区民懇談会会員/宅地建物取引業協会)

社団法人東京都宅地建物取引業協会練馬区支部長の職にあった私に、練馬区まちづくり条例制定に向けて区民の一員として参画し、多様な面から意見を頂戴したいとの要望が平成15年度の半ばに御座いました。

区民としてまた役職柄、当然その任に就任し微力ながら役割を果たす決意で、懇談会・検討委員会に配属されました。当時先発のいくつかの自治体では既に条例が制定されておりましたが、それらを参考に練馬区では総合的な将来を見据え、魅力ある条例の策定に意欲を燃やし各委員が活発な意見を戦わせました。

練馬区の特徴はまた何が魅力的で住民の賛同を得られるまちづくり条例かは難問でした。私の子供時代の練馬区は麦畑の向こうに屋敷林に囲まれた農家が点在し、石神井川の沿岸は田がありましたが、戦後の急速な都市化の波に乗り、たちまち今日の姿に変貌致しました。

現実に条例が施行された今日は皆様共々より良い運営の下、練馬区の実現に期待します。

まちづくり条例の実効性保障・担保に思う

羽田 秀雄 (区民懇談会会員/前ブロック懇談会)

テーマ型まちづくりに関わったひとりとして、緑・湧水など公園や緑地の保全・維持のテーマ、防災・防犯・福祉などのテーマをあらゆる条項に取り組みさせていただきました。これこそ「緑豊かな自然が多く残る、安心・安全で活力あるまちづくり」を理念とする練馬区まちづくり条例が凝縮されたものと考えています。

条例が作文でなく、目指す成果をあげるため区民の理念共有と協働責務が強く求められると感じました。タイトルには二つ、コミュニティと公権力に思いを致しています。

第一は希薄となっている地域コミュニティ回復であり、公園や憩いの森などの保護や手入れ、一人世帯、高齢夫婦世帯への声かけ、児童・園児保護の送迎や町内パトロールなど。

第二は放置自転車取締法に見習った警察業務の民間外注方式での公権力強化を図るもので、放置自転車、無謀自転車走行、ラク書などの注意に対する逆切れ・暴行等の対応です。

まちづくり条例づくりに参加して

南 利夫（検討委員会委員・区民懇談会会員／町会・自治会）

練馬区まちづくり条例の検討委員会に関わる前に、私の町会では、次のような事例に困惑いたしました。一つは、幹線道路沿いに周辺住宅地にはかけ離れた高層マンションの建設、もう一つは、細分化された敷地に、一挙に三棟の住宅が建築され、日照、通風、防災などの環境の変化が憂慮されました。

この条例検討にあたっては、多数の住民が参加した区民懇談会や学識経験者、更に庁内で横断的に組織された区職員委員会といった大きな組織のもとで、活発な議論が積み重ねられ、最終的に骨子案がまとめられ、更に協議、検討が進められ、建築物の高さの最高限度の指定や、建築物の敷地面積の最低限度の指定方針案等がまとめられましたことは、強く印象に残っております。

練馬区が抱える少子高齢化、環境共生・地域活性化の課題を考えますとき、私たち区民は、今後とも一層まちづくりに関心をもち、学習する心がけが重要と痛感いたしました。

住民がつくるまちに

吉岡 令子（区民懇談会会員／建築士会）

練馬区まちづくり条例の策定には、練馬区在住の建築士として参加した。練馬のまちを知れば知るほど気になり、まちを家から広がる庭と思えば見過ごせないことが増え、住民としての視点が強くなる。「住宅は小さな都市、都市は大きな家」といわれるように、区民にとって練馬のまちは家である。「まちづくり」のきっかけは、家づくりと同様、住みよい暮らしへの思いから始まるもので、愛着ある練馬という地に根差した活動から生まれる地域社会の充実が、継承創造されるべきまちを生むのだと思う。地域への意識が強い住民が多ければこそ、まちは生きてくる。練馬まちづくり条例により、住民参加によるまちづくりの基盤となる提案のしくみがつくられた。これを機会に、地元の小さな地域の活動をまちづくりへと繋げることや、活動の情報提供・交換、様々な活動との連携による広がりや波紋が、練馬のまちを住民により積極的に意識されることをさらに期待したい。

練馬区まちづくり条例に期待するもの

渡戸 秀行（検討委員会委員・区民懇談会会員／農業協同組合）

今回、昔から練馬大根の名で知られている、練馬区のまちづくりに参加できたこと、こころよりうれしく思います。練馬に生まれて育ったわが町「練馬」、練馬に住む多くの農業従事者がそうであるように私

もその一人です。平成9年に練馬区の農地面積は367haでしたが、平成18年現在では約280haとなっています。農地の減少の主たる原因は農地にかかる相続税で、大きな問題となっています。

しかし、この条例では、代々脈々と続く練馬の農業を区民が練馬の財産と評価し、前文の中では、練馬の特徴である農地と街との共生をうたい、次世代に残す権利と責務を負うと定義したことは大きな意味があります。私は地域住民がまちづくりに多く参加して、この条例を元に地区計画の中で農地の位置づけを明確にし、美しい練馬の環境を子供たちに残せることを期待します。

まちづくり条例の策定に携わって

市場 至（都市計画課）

まちづくり条例の策定に当たって、自分なりに取り組みの過程について想定しましたが、策定の取り組みの中で想定以上に大きな手応えを感じたところを一言。

手応えその1：多くの区民参加による検討。検討委員会とは別に69名もの区民参加による区民懇談会が設置され、多様な意見が出されたこと。

手応えその2：出された意見の丁寧なまとめ。区民懇談会からの提案、庁内委員会での議論、検討委員会での検討により中間報告、骨子案、条例素案としてまとめられ、さらにそれらに対する都市計画審議会、議会、パブリックコメント等により多くの意見が出されまとめられたこと。

手応えその3：まちづくりの総合条例は庁内の連携条例。3事業本部にまたがるまちづくりに係る連携について、まちづくり条例の仕組みにより担保されたこと。

かかわったコンサルタントからひとこと

野口 和雄（地域計画建築研究所）

さて、実に長文の条例だ。行政手続法などの法律制定により手続きをきちんと規定しなければならないことと、色々な仕組みを盛り込んだから、その結果、ちょっと長文になってしまった。住民参加の仕組み、開発調整の仕組みなど、区民懇談会で議論され発案されたものが盛り込まれた。

条例づくりを始めたころの情景を思い出している。区民懇談会を始めた頃は大変だった。そもそも「法（条例）を住民参加で作る！」などという「冒険」を区が宣言したからだ。条例とはなにか、条例と法律の関係、自治体が制定する条例の法的限界性を説明するが、「こんなことは行政法の研究者が考えれば良いことだろう」という声が聞こえる。まちづくりや環境づくりの話は盛り上がるが、「条例の仕組みづくり」になかなか議論が進まない。しかし、コンサルタントの苛立ちを察知した参加者からフォローの動きが出た。これが練馬区の区民懇談会の素晴らしいところだ。